

## 『Mail-High』ご利用規約

## 第1章 総則

## 第1条(本規約の目的と範囲)

- 1.本規約は、第4条に定める Mail-High(以下、メルハイ)利用契約を締結した者(以下、契約者)およびメルハイの利用契約を申込みしようとする者(以下、申込者)とココヨECプラットフォーム株式会社(以下、弊社)との間における、メルハイに関する一切の関係を適用されるものとします。
- 2.弊社は契約者に対し、本規約に基づきメルハイを提供します。
- 3.申込者は本規約を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は本規約を遵守してメルハイの提供を受け、利用するものとします。
- 4.弊社がメルハイの円滑な運営を図るため、インターネット等の手段を通じて契約者に通知する諸規定、通知等(オンラインヘルプを含む)は、本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条(本規約の変更)

- 1.弊社は、本規約を契約者の承諾なく変更することがあり、当該内容の変更は、ホームページ上への掲載、またはその他弊社が適当と定める方法により契約者に対して通知された段階で効力を生じるものとします(当該変更内容には料金その他提供条件も含まれます)。
- 2.弊社は、メルハイに関連する諸規定(オンラインヘルプを含む)を契約者の承諾なく変更することがあり、当該内容の変更は、ホームページ上への掲載、またはその他弊社が適当と定める方法により契約者に対して通知された段階で効力を生じるものとします。
- 3.第1項および第2項による変更内容を弊社から通知する場合について、当該変更通知が到着しない場合であっても、弊社から契約者に対して配信・発送された時点で変更後の内容が適用されるものとします。

## 第3条(用語の定義)

「メルハイ」とは、インターネットを介して契約者が電子メールにより送信する文書を管理し、契約者により指定された電子メールアドレスに対して文書送信を行うサービス、およびこれに付帯するサービスをいいます。

「申込者」および「契約者」の対象は、法人、個人事業主、またはそれに類する組織、団体等となります。

## 第2章 - 1 契約(共通事項)

## 第4条(利用申込みと開始)

- 1.申込者は弊社指定の利用申込書に記入捺印署名の上、メルハイの利用契約の申し込みを行うものとします。
- 2.弊社は利用申込書を弊社所定の審査の元、利用承諾の可否を決定します。承諾の場合には利用契約締結となります。
- 3.前2項の利用契約締結後、契約者は第6条または第10条に示すメルハイ利用にかかる料金のうち、弊社の定める所定料金を弊社指定の方法により、速やかに納入するものとします。
- 4.弊社による所定料金の納入確認後、弊社は契約者に対してメルハイ利用開始の確認書として必要なユーザー名およびパスワード等その他必要な情報を文書により通知します。その文書発信日をもってサービス開始日とします。
- 5.弊社は以下の場合にはメルハイ利用申込みを承諾しないことがあります。
  - ①過去にメルハイ利用に際して本規約を違反し、契約解除をされたことがある場合
  - ②利用申込書に虚偽の事項を記載した場合
  - ③その他弊社業務遂行上支障があると判断された場合

## 第5条(データの取り扱い)

- 1.契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- 2.弊社は、契約者が登録したデータについては何らの保証も行わないものとします。
- 3.弊社は、契約者が使用するデータによってシステム、弊社業務遂行およびその他の契約者に損害を与えると判断した場合は、当該データの停止・破棄を行うことができるものとし、停止・破棄されるデータに関して一切の責任を負いません。

- 4.弊社は、理由の如何を問わずに契約者との利用契約が解除された場合には、速やかに契約者が登録したデータをメルハイから削除するものとします。

## 第2章 - 2 契約(月額料金制プラン)

## 第6条(月額料金制プラン)

メルハイ月額料金制プランとは、契約プランに応じて月次基本配信数と月額利用料金が定められたプランを指します。

## 第7条(最低利用期間)

メルハイ月額料金制プランの最低利用期間は12ヶ月間(サービス開始日の翌月1日から12ヶ月間の期間をいいます)とします。但し、当社が無償期間を設定した場合は、無償期間が終了した日の翌月1日より12ヶ月間とします。

## 第8条(利用料金と支払い方法)

- 1.メルハイ月額料金制プランの利用料金は、設定費用と契約プランに応じた月額利用料金及びご契約プランとご利用内容に応じて、弊社が定める超過配信料金からなります。
- 2.月額利用料金の課金はサービス開始日の翌月1日分より開始されるものとします。
- 3.契約者は月額利用料金の支払い方法を年払い(年間一括払い)と月払い(毎月払い)から選択することができるものとし、その納入方法は別途案内の通りとします。
- 4.契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、弊社の定める方法により利用料金を支払うものとします。
- 5.契約者は、超過配信費用が生じた場合には、第3項の方法に関わらず、当社指定の期日までに支払うものとします。
- 6.契約者は、サービス開始日当月の配信数が契約プランの月次最大配信数を超過する場合には、第3項の方法に関わらず弊社の定める超過配信料金を弊社指定の期日までに支払うものとします。
- 7.契約者は、弊社が指定する取次店にメルハイ利用に関する料金の請求及び回収業務を委託することがあることを、予め承諾するものとします。
- 8.第22条第(サービス提供の停止および中止)1項の規定によりメルハイの提供が停止された場合であっても当該サービスの提供がされたものとして、料金の算出を行いません。

## 第9条(契約プランの変更)

- 1.契約者は、メルハイ月額料金制プランの契約プランの変更を希望する際には、弊社指定の書式で弊社まで申し出るものとします。
- 2.弊社は、前項による申し出が、各月25日までに確認できたものについては最短で翌月ご利用分から契約プランを変更するものとし、各月25日を越えて確認された申し出については、最短で翌々月ご利用分から契約プランを変更するものとします。
- 3.弊社は、前項による契約者のメルハイ契約プランおよび月額利用料金の変更を、各月1日より行うものとします。
- 4.契約者は、前項に定める契約プランの変更日より、変更後に適用される利用料金を支払うものとします。但し、第8条第3項による支払い方法を年払いとした場合等で、既に従前の契約による月額利用料金が支払われている場合には、弊社は契約者に対して変更後の月額利用料金との差額を返却しないものとします。
- 5.契約者は、第8条第3項による支払い方法を年払いとした場合等で、既に従前の契約による月額利用料金が支払われている場合には、従前の契約プランによる月払い時の月額利用料金と、プラン変更後の月払い時の月額利用料金の差額を、第2項に定める契約プランの変更日ご利用分より支払うものとします。

## 第2章 - 3 契約(プリペイドプラン)

## 第10条(プリペイドプラン)

メルハイプリペイドプランとは、契約プランに応じて配信数、配信利用期間および継続利用期限、利用料金が定められたプランを指します。

## 第11条(利用料金と支払い方法)

- 1.メルハイプリペイドプランの利用料金は、契約プランに応じた利用料金からなります。

## Mail-High(メルハイ)ご利用規約



2. 契約者は、弊社が指定する取次店にメルハイ利用に関する料金の請求及び回収業務を委託することがあることを、予め承諾するものとします。

### 第12条(配信数)

メルハイプリペイドプランの契約者は、契約プランに応じて定められる配信数のメール送信処理が完了するまで、メルハイを利用できます。契約プランに応じて定められる配信数のメール配信処理終了後は、メルハイの一部機能をご利用いただくことができません。

### 第13条(配信利用期間及び継続利用期限)

1. 弊社はメルハイプリペイドプラン契約者に対して配信利用期間及び継続利用期限を、サービス開始日に文書により通知します。
2. メルハイプリペイドプラン契約者は、前項に定められる方法により通知された配信利用期間中において、メルハイを利用できます。配信利用期間経過後は、メルハイの一部機能をご利用いただくことができません。
3. メルハイプリペイドプラン契約者は第1項に定める継続利用期限内において、次項に定めるプリペイドプランの継続利用手続きを完了させることで、弊社より新たに定められる配信利用期間及び継続利用期限に基づきメルハイを継続して利用できます。
4. メルハイプリペイドプラン契約者がプリペイドプランの継続利用を希望する際には、弊社所定の書式による申し出及び弊社が定める所定の料金の納入するものとします。

### 第14条(プリペイドプラン利用契約の解除)

弊社はメルハイプリペイドプラン利用契約を、第13条第1項により定められる継続期限の満了を持って解除します。

### 第15条(月額料金制プランへの変更)

1. メルハイプリペイドプラン契約者は、第13条第1項により定められる継続期限内において、弊社が定める所定の書式による申し出、及び弊社が定める所定の料金の納入を完了することで、弊社が定める期日より、メルハイ月額料金制プランへ利用プランを変更することができます。
2. 前項に定める利用プラン変更期日において、プリペイドプランの配信数に残数がある場合には、残数については無効となります。
3. 弊社は、前項により配信数が無効になった場合、当該配信数に該当する利用料金の返却は行わないものとします。

## 第3章 契約者の義務

### 第16条(利用料金の支払い)

契約者は第8条及び第11条に定める利用料金を支払う義務を負います。

### 第17条(変更の届出)

1. 契約者が本契約締結後またはその後に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は弊社指定の方法により遅滞なくその旨を届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠った場合に、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに、到達したとみなします。
3. 弊社は、届出のあった変更内容を審査し、メルハイの利用を一時的に停止、または利用契約を解除することがあります。

### 第18条(契約者の管理責任)

1. 契約者は、メルハイに関連して弊社から発行されるユーザー名、パスワード等を自己の責任において管理するものとします。
2. ユーザー名、パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じて、弊社は一切責任を負いません。
3. 契約者は、ユーザー名、パスワード等を第三者に使用させること、譲渡し、貸与または担保提供することはできません。
4. セキュリティ向上のためメルハイにおいてユーザー名、パスワード以外の技術的手段を採用した場合は、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

### 第19条(契約者の禁止事項)

契約者は、メルハイ利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- ① 知的財産権の侵害その他法令に違反するまたはその虞のある行為
- ② 犯罪行為を惹起するまたはその虞がある行為
- ③ 第三者のプライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為
- ④ わいせつ・児童虐待、暴力的・残虐的、公営を除いたギャンブル・賭博に関連する公序良俗に反する行為
- ⑤ 性的な好奇心をそそるための行為
- ⑥ 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為
- ⑦ メール受信者の許可または承諾なくメールを配信する行為(spam行為)
- ⑧ 有害なコンピュータプログラム等を送信、およびそれに類似する行為
- ⑨ メルハイ運営に支障を来す虞のある行為
- ⑩ 扇動的または有害な内容のメールを配信する行為

⑪ 事実誤認を生じさせる虞のある行為、およびそれに類似する行為

⑫ 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与しまたは担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為

⑬ その他弊社が不適切と判断する行為

### 第20条(情報の提供)

1. 契約者は、弊社からメルハイの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 契約者はメルハイの使用中に何らかの異常を発見した場合には、ただちにその旨を弊社に通知するものとします。

## 第4章 サービスの停止・中止等

### 第21条(通信利用の制限)

弊社は、天災、事変その他非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、メルハイの提供を制限しまたは中止する措置を取るものとします。

### 第22条(サービス提供の停止および中止)

1. 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、メルハイの提供を停止することがあります。
  - ① サービス料金等を支払期日を経過してなお支払わないとき
  - ② 第19条(契約者の禁止事項)各号のいずれかに該当するとき
  - ③ 申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - ④ 前各号に掲げる事項のほか、本契約の規定に違反する行為でメルハイを含む弊社の業務遂行に支障を及ぼし、また及ぼす虞のある行為が契約者に認められるとき
  - ⑤ 契約者のご利用状況が、他の契約者に対しサービス運営上支障を及ぼす虞があるとき
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、メルハイの提供を停止または中止することがあります。
  - ① メルハイ関連設備の保守上または工事上やむを得ないとき
  - ② 第21条(通信利用の制限)の規定による時
  - ③ 通信インフラ、停電、火災、地震その他弊社の責任に起因しない事故、不良、停止等の不可抗力によりメルハイの提供が困難な場合
  - ④ その他メルハイの運用上または技術上の相当な理由がある場合

3. 弊社は、前2項によりメルハイの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめ期日の1週間前までに、所定の方法でその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第23条(サービスの廃止)

弊社はやむを得ない事由によりメルハイを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、中止の2ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

## 第5章 契約の解除

### 第24条(弊社による本契約の解除)

1. 弊社は、第22条(サービス提供の停止および中止)第1項の規定によりメルハイの利用を停止された契約者が、停止期間中になおその事由を解消しない場合には、本契約を解除することができます。
2. 弊社は、第22条(サービス提供の停止および中止)第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務に著しく支障があると判断した場合には、利用契約を解除することができます。
3. 弊社は、前2項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
  - ① 本契約の条項に違反したとき
  - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき
  - ③ 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分申立てを受けたとき
  - ④ 破産、民事再生手続、会社更生、会社整理または特別清算の申立てがされたとき
  - ⑤ 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - ⑥ 合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合
  - ⑦ 解散または営業停止となったとき
5. 契約者は、前項各号のいずれか一つにでも該当した場合には、弊社に対する一切の

債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。

### 第25条(契約者による本契約の解除)

1. 契約者は、本契約の一部または全部を解除しようとするときは、弊社の定める書式によって届出を行うものとします。
2. 契約者は、前項の規定に基づく届出が行われた日の翌月末日をもってメルハイの利用契約を解除することができるものとします。但し、既に利用料金が支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。
3. 月額料金制プラン契約者は第7条に定める最低利用期間に達する前においても、最低利用期間分の月額利用料金に相当する契約解除手数料(違約金)を支払うことで、解約をすることができるものとします。但し、月額料金制プランにおける契約プランの変更を行なう場合には最低利用期間は適用されないものとします。
4. 第2項に規定する期日までに第1項に規定する届出がない限り、弊社から通知することなく、本契約は従前と同一の条件で自動的に継続されるものとします。

## 第6章 免責及び損害賠償

### 第26条(免責)

1. 弊社はメルハイを利用して発信された電子メールおよび添付ファイル等が指定された電子メールアドレスに対して到着および閲覧されることを保証しないものとします。
2. 第三者が、ログイン名、パスワード等を不正に使用する等の方法で、メルハイを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
3. 弊社は次のいずれかが発生し、契約者が不利益を被った場合でも、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。
  - ① 契約者がメルハイを利用して送信する電子メールの延着、未着、消失、改ざん、文字化け等
  - ② 契約者がメルハイに登録した各種データの消失、改ざん、流出、文字化け等
4. 弊社は、メルハイの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
5. 弊社は、メルハイの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
6. 弊社は、契約者がメルハイを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
7. メルハイの使用により、契約者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決するものとし、弊社に損害を与えないものとします。

### 第27条(損害賠償の範囲)

1. 弊社は、第21条(通信利用の制限)の場合を除き、メルハイを提供すべき場合において、弊社単独の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを弊社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、弊社が定める金額を限度として、契約者が蒙った損害を賠償します。ただし、契約者が請求をしようとした日から4週間を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
2. 第6条(月額料金制プラン)で定める月額料金プラン契約者においては、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを弊社が確認した時刻までの時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に契約者の契約プランにおける月額利用料金の月額30分の1を乗じて得た額を、前項で定める限度とします。
3. 第10条(プリペイドプラン)で定めるプリペイドプラン契約者においては、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを弊社が確認した時刻までの時間数を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に契約者の契約プランにおける利用料金を配信利用期間の月数で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)の30分の1を乗じて得た額を、第1項で定める限度とします。
4. 弊社は、メルハイの提供に関し、第1項の場合を除き契約者に発生した如何なる損害に対して何ら責任も負いません。
5. 契約者が本契約に違反しまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
6. 契約者がメルハイの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

## 第7章 雑則

### 第28条(秘密保持義務)

1. 契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方か

ら開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約期間中ではもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、弊社がメルハイの利用動向を把握する目的で、契約者個人が特定できない範囲での情報を収集し統計をとる場合はこの限りではありません。

2. 前項に関わらず、法令等によって開示・提供が求められた場合には、必要な範囲と認められる部分のみ開示することができるものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の情報は秘密情報から除外するものとします。

- ① 開示の時点で既に公知のもの
- ② 開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
- ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

### 第29条(権利の譲渡等の制限)

弊社は、契約者がメルハイの提供を受ける利用契約上の権利等を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与等することを禁じます。

### 第30条(知的財産権)

1. メルハイを提供するためのシステムおよびメルハイにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含みます)および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。
2. 契約者は、前項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
  - ① 本規約にしたがってメルハイを利用するためにのみ使用すること
  - ② 無断で複製、改変、頒布等を行わないこと
  - ③ 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
  - ④ 著作権表示・商標表示等を削除または変更しないこと

### 第31条(バックアップ)

弊社は、契約者の承諾を得ることなく、システム障害時の保全・復旧に備え、契約者の登録したデータのコピーを保管することがあります。

### 第32条(消費税等)

1. 契約者が弊社に対しサービス料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該利用料金等の額に消費税等(消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます)を加算した額とします。
2. 前項の消費税等は、将来において消費税等の税率が変更された場合は、施行と同時に当該変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとします。

### 第33条(遅延損害金)

契約者は、メルハイの利用料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を弊社に支払わなければなりません。

### 第34条(割増金)

メルハイの利用料金等の支払を不法に免れた者は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

### 第35条(インターネット接続環境)

メルハイを利用するために必要なインターネット接続環境は、契約者の責任で準備するものとし、それに関因する諸問題に関し、弊社は責任を負わないものとします。

### 第36条(個人情報の取り扱い)

弊社では、契約者の個人情報を別途コクヨグループが定めて公表する「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、契約者はこれに同意するものとします。

### 第37条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

### 第38条(合意管轄)

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

2007年6月1日制定  
2011年6月14日一部改定  
コクヨECプラットフォーム株式会社

### 改訂履歴

- 第7条第4項追加: 契約プラン変更時の料金変更を明確にするため(以上 2008年5月21日)
- 第7条第2項追加: 契約プラン変更申し出期限日の変更のため(以上 2008年10月21日)
- 第15条第3項変更: 通知期日を明確にするため(以上 2008年12月17日)
- 第6条、第10条から第15条追加、第25条第3項、第27条変更: プリペイドプラン開始による(以上 2009年2月17日)
- 第27条第2項及び第3項変更: サービス利用確認対象者を変更(以上 2011年6月14日)